

FOR TOMORROW

しゅば 法人

申告納税は
e-Taxで!!



〈白い曼珠沙華(彼岸花)〉

— 会員増強月間始まる! 秋の特別講演会、会員の集いを開催 —

2014.10・11

No. **531**

平成26年

渋谷税務署新幹部ご紹介	4
年末調整等説明会のお知らせ	5
税務コーナー	6
事業ア・ラ・カルト	9
都税コーナー	14

法人会掲示板 10・11月

10月・11月・(12月)実施する主な事業

- 10月1日 第3ブロック役員会
- 10月5日 千駄ヶ谷まつり(第10ブロック)
- 10月7日 青年部会：渋谷駅前美化活動
- 10月14日 源泉研究部会：研修会
- 10月16日 法人会全国大会(税制改正要望全国大会)
- 10月16日 第8ブロック税務講習会
- 10月17日 第4ブロック税務講習会
- 10月20日 第9ブロック税務講習会
- 10月21日 秋の特別講演会・会員の集い
- 10月19日 広尾フェア(第1ブロック)
- 10月22日 第11ブロック税務講習会
- 10月24日 第10ブロック税務講習会
- 10月29日 源泉研究部会：年末調整説明会
- 10月29日 第7ブロック税務講習会
- 10月31日 第3ブロック税務講習会
- 11月2日 くみんの広場
- 11月3日 くみんの広場
- 11月4日 第5ブロック税務講習会
- 11月4日 特養ホーム《けやきの苑》慰問
- 11月5日 特養ホーム《美竹の丘》慰問
- 11月5日 年末調整説明会
- 11月6日 特養ホーム《あやめの苑》慰問
- 11月6日 年末調整説明会
- 11月6日 第8ブロック見学研修会
- 11月11日 第1ブロック税務講習会
- 11月12日 e-Tax研修会
- 11月14日 渋谷税務署長納税表彰式
- 11月17日 女性部会：エンジェルスセミナー
- 11月19日 渋谷都税事務所長感謝状受彰式
- 11月20日 税を考える週間協賛：経営税務学校
- 11月21日 全国青年の集い(秋田大会)
- 11月26日 地方税セミナー
- 11月27日 青年部会・女性部会・税務署と意見交換会
- 12月18日 理事会

定例説明会等のお知らせ

《税務無料相談》

日時 平成26年10月15日(水)午後1時～4時
 日時 平成26年11月19日(水)午後1時～4時
 日時 平成26年12月17日(水)午後1時～4時
 場所 渋谷法人会館 渋谷区神泉町9-10
 TEL 3461-0758

《決算法人説明会》

日時 10月2日(木) 午後1時30分～4時
 場所 渋谷税務署 7F 会議室
 日時 11月19日(水) 午後1時30分～4時
 日時 11月20日(木) 午後1時30分～4時
 場所 渋谷税務署 7F 会議室

該当の会社は是非ご出席下さい。

初級簿記日程(全15回うち10月・11月実施分)
 (商工会議所簿記検定3級程度)

10月2日(木)・6日(月)・9日(木)・16日(木)・20日(月)・
 23日(木)・27日(月)・30日(木)
 11月6日(木)・10日(月)

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

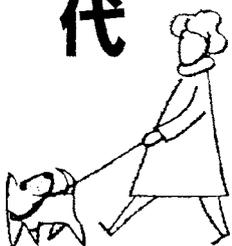
メールアドレスと登録のお願い

渋谷法人会では、法人会ホームページ“なかまネット”を通じて様々な会員サービスを展開していきたいと考えております。

まずご登録いただき、ご自身の会社の情報をアクセスする方に公開して下さい。公開する情報は選べます。また、自社のホームページにリンクさせることも可能です。ご自身の会社をアピールして下さい。ご登録件数が増えるほど、双方にメリットが生まれます。

まずはご登録を！

代



マンション

官



店舗

山



オフィス

で、お探しなら

TOKO
 REAL ESTATE
 ビル賃貸・管理

トーコーリアルエステイト株式会社
 〒150-0034 東京都渋谷区代官山町2-7
 Tel.03-3461-0141~2 Fax.03-3461-0143

10月・11月・12月は 法人会の会員増強月間

—増強目標は250社です達成にご協力下さい—

今年も法人会では、10月・11月・12月の3ヶ月間、例年通り会員増強月間を実施いたします。

増強目標は今年は250社と定め、各ブロック、また会員の皆様のご協力をお願いすることといたしました。法人会に入会しますと法人会が開催いたします諸事業に無料または非常に安い料金で参加できます。

決算法人・新設法人等の税務関係説明会や経営セミナー、夏期ゼミナール、簿記講習会、政治・経済等の講演会、人事・労務関係等のセミナーなど、幅広い分野にわたる事業に参加し、自由に最新の情報を得ることができます。また、各地域（ブロック）の諸活動にも参加ができ、地域での情報も得て、多くの経営者の方々と親交を深められます。

また、来る10月21日(火)には渋谷エクセルホテル東急に於いて「会員の集い」（特別講演会と懇親会）を開催します。この集いは、会員増強月間をいかに成功させるか、その実効を高めるための催しです。

講師には、ヘルスケアオンライン(株)代表取締役 谷田 昭吾氏をお迎えしてご講演いただきます。詳しくは下段をご覧ください。

法人会は「正しい納税」「健全な経営」「地域社会貢献」をテーマに活動しております。会員増強に一層のご協力をお願いいたします。

特別講演会・法人会員の集いのご案内 —講演と懇親—

当会では上記の通り、会員増強月間を実施し組織の拡大強化を図ります。その目的達成の実効効果を高めるため、会員の集いを催しますので、会員皆様のご参加をお願いいたします。

記

◇と き 10月21日(火) 午後3時～6時30分

◇と ころ 渋谷エクセルホテル東急6F
渋谷区道玄坂1-12-2(渋谷マークシティ内)
TEL 5457-0109

●受 付：午後2時

●開 会：午後3時

●講演会：午後3時10分～4時40分

◇演 題 「タニタの成功法則」～タニタ食堂をつくった経営～

◇講 師 ヘルスケアオンライン(株)代表取締役 谷田 昭吾氏

●略歴 東京都出身。

体脂肪計で世界一となり、最近社員食堂でも話題になった(株)タニタの創業ファミリーであり、現筆頭株主。同社の営業・新規事業・新会社立ち上げ、海外における役員経験を経て独立。父・谷田大輔氏(株)タニタ前代表取締役社長)の最も近くで、公私にわたってその経営学を学び、赤字企業だったタニタを成長させた「タニタの成功法則」を受け継いできた。



◇懇親会 午後5時～6時30分

◇会 費 5,000円／1名(講演会のみは無料)

(チラシは8・9月号(No.530)に同封いたしました)

◆お申込みお問合せ 渋谷法人会事務局 黒木まで TEL 3461-0758

正しい税知識を学ぼう

新幹部の ご紹介

この度の定期異動により、渋谷税務署の幹部の方々の異動がありました。そこで法人会運営に関係のある新幹部の方をご紹介します。今後のご指導ご支援をお願い申し上げます。



署長
石井 敏彦氏



副署長(総務個人)
依田 治朗氏



副署長(管・運・徴)
横川 幸司氏



副署長(法人総括)
宮崎 和久氏



副署長(法人調査)
吉田 孝氏



総務課長
佐藤 孝幸氏



法人課税第1部門統括官
杉野 浩氏



法人課税第2部門統括官
上村 敏明氏



法人課税第3部門統括官
萩山 光儀氏



法人審理専門官(法)
堀 善大氏



法人審理専門官(法)
森本 利佳氏



法人審理専門官(源)
菊池 佳子氏



法人連絡調整官
高野 真伸氏

新審理担当官グループ



法人課税第1部門
審理担当上席調査官(法)
本田 知幸氏



法人課税第1部門
審理担当上席調査官(法)
田崎 育朗氏



法人課税第1部門
審理担当調査官(法)
辻田 孝章氏



法人課税第1部門
審理担当調査官(法)
角 進太郎氏



法人課税第1部門
審理担当調査官(法)
八木 俊輔氏



法人課税第3部門
審理担当上席調査官(源)
関 孝浩氏



法人課税第3部門
審理担当調査官(源)
青木 綾子氏

法人会はよき経営者をめざす者の集まり

渋谷税務署・渋谷区役所からのお知らせ

～平成26年分 年末調整等説明会の開催～

税務行政につきましては、日ごろから格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、税務署及び区役所では、年末調整のしかた並びに法定調書・給与支払報告書の作成と提出方法などの事務手続を円滑に行っていただくため、以下の日程にて説明会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、説明会では「年末調整のしかた」などを用いて説明いたしますので、関係書類等をご持参の上ご来場願います。

〔「年末調整のしかた」などの書類につきましては、10月下旬に発送を予定しております。〕

開催日	用紙配布	説明会	対象地域(*)	会場
11月5日(水)	9:20～9:50	10:00～12:00	上原、大山町、神山町、松濤 神宮前、神南、千駄ヶ谷、富ヶ谷	渋谷公会堂 渋谷区宇田川町1-1 (下の地図をご覧ください。)
	13:20～13:50	14:00～16:00	笹塚、西原、幡ヶ谷、初台、本町 元代々木町、代々木、代々木神園町	
11月6日(木)	9:20～9:50	10:00～12:00	宇田川町、桜丘町、渋谷、神泉町 道玄坂、南平台町、鉢山町、円山町	
	13:20～13:50	14:00～16:00	鶯谷町、恵比寿、恵比寿西、恵比寿南 猿楽町、代官山町、東、広尾	

※対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

【お願い】

説明会当日の混雑の緩和のため、給与支給人員100人以上の場合につきましては、**年末調整関係用紙を10月30日(木)午前9時30分から午前11時30分及び午後1時30分から午後4時の間に、渋谷税務署7階において配布**いたしますので、あらかじめ「出席票兼関係用紙請求書」に請求枚数等をご記入の上、ご来署願います。

また、早期に諸用紙の必要な場合も同日に配布いたします。

【問い合わせ先】

○説明会、源泉所得税関係について

渋谷税務署 源泉所得税担当 03-3463-9181 内線5032・5033

○用紙請求、法定調書関係について

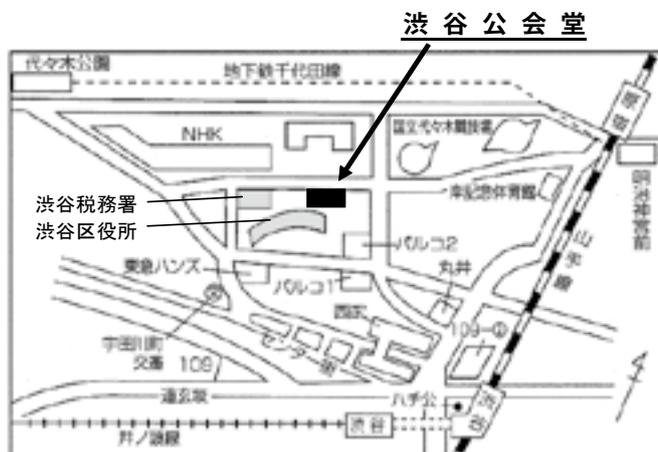
渋谷税務署 管理運営部門 03-3463-9181 内線2021・2022

○給与支払報告書及び住民税特別徴収について

渋谷区役所 税務課 課税第一・第二係 03-3463-1719・1726・1738・1743 (直通)

自動音声案内にしたがって、説明会(会場案内)、用紙請求(源泉所得税関係・法定調書関係)については「2」番(税務署)を選択してください。
なお、年末調整のしかたなど国税に関する一般的なご相談については「1」番を選択し、電話相談センターをご利用ください。

【説明会場案内図】



◎説明会場には駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

この社会あなたの税が生活している



税 務 署

平成26年度 交際費等の損金不算入制度の改正のあらまし

平成 26 年 3 月 31 日に公布された所得税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 10 号）により、法人の交際費等の損金不算入制度に関する規定（措法 61 の 4）が改正され、平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用することとされました。

このパンフレットでは、交際費等の損金不算入制度の改正の内容を記載しています。

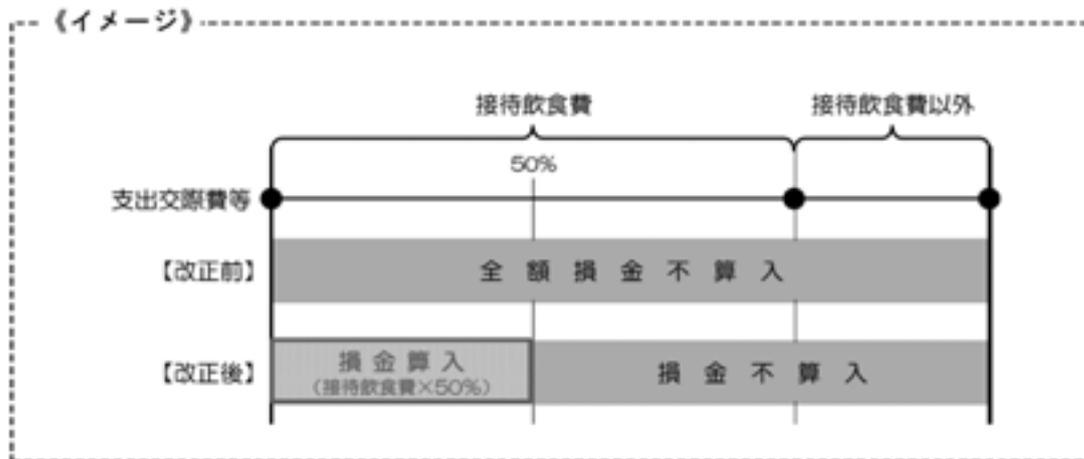
（注 1）このパンフレットの内容は、平成 26 年 4 月 1 日現在における単体申告に係る法人税に関する法令に基づき作成しています。

なお、連結申告に係る法人税についても、同様の改正が行われています（措法 68 の 66）。

（注 2）このパンフレットにおいて使用している次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示します。

措法：租税特別措置法、措令：租税特別措置法施行令、措規：租税特別措置法施行規則
法：法人税法、法規：法人税法施行規則

1 交際費等の額のうち、接待飲食費（注 1）の額の 50% に相当する金額は損金の額に算入することとされました（措法 61 の 4 ①）。



（注 1）接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。以下「飲食費」といいます。）であって、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類に次の事項を記載することにより飲食費であることが明らかにされているものをいいます（措法 61 の 4 ④、措規 21 の 18 の 4、法規 59、62、67）。

イ 飲食費に係る飲食等（飲食その他これに類する行為をいいます。以下同じです。）のあった年月日
ロ 飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係

ハ 飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称（店舗を有しないことその他の理由によりその名称が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名又は名称）及びその所在地（店舗を有しないことその他の理由によりその所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）

ニ その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

（注 2）1 人当たり 5,000 円以下の飲食費で書類の保存要件を満たしているものについては、従前どおり、交際費等に該当しないこととされています（措法 61 の 4 ④ニ・⑥、措令 37 の 5 ①、措規 21 の 18 の 4）。

（注 3）接待飲食費に関する具体的な取扱いについては、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載している「接待飲食費に関するFAQ（平成 26 年 4 月）」をご覧ください。

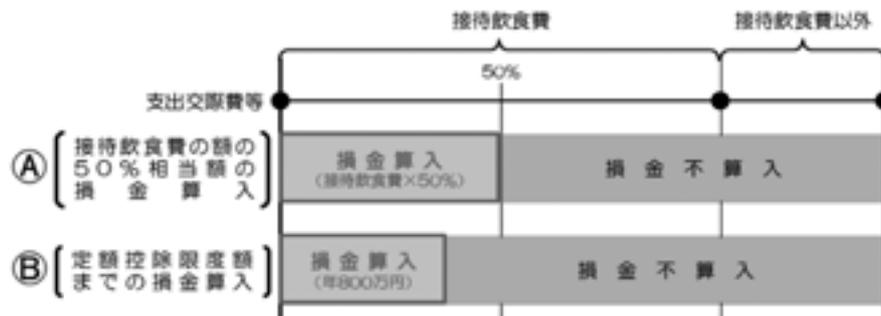
e-Taxを利用しよう

2 中小法人（注1）は、上記1の接待飲食費の額の50%相当額の損金算入と、定額控除限度額（注2）までの損金算入のいずれかを選択適用できることとされました（措法61の4①②）。

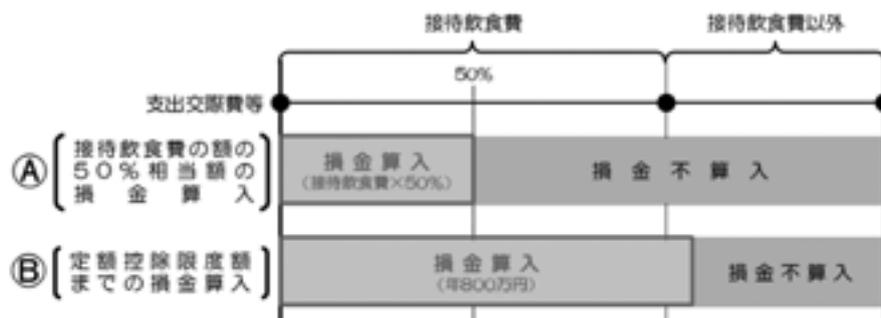
《イメージ》

（接待飲食費の額の50%相当額の損金算入と定額控除限度額までの損金算入との比較）

(1) 接待飲食費の額が年1,600万円を超える場合（損金算入額：①>②）



(2) 接待飲食費の額が年1,600万円以下の場合（損金算入額：①≤②）



（注1）中小法人とは、事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人をいい、普通法人のうち事業年度終了の日において資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人などの一定の法人による完全支配関係がある子法人等を除きます（措法61の4②、措令37の4、法66⑥二・三）。

（注2）定額控除限度額とは、800万円にその事業年度の月数（1月に満たない端数があるときは、これを1月とします。）を乗じてこれを12で除して計算した金額をいいます（措法61の4②③）。

（注3）定額控除限度額までの損金算入を適用するかどうかは、各事業年度ごとに選択することができます。

（注4）定額控除限度額までの損金算入は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に定額控除限度額の計算を記載した別表15（交際費等の損金算入に関する明細書）の添付がある場合に限り適用することができます（措法61の4⑤）。

3 交際費等の損金不算入制度の適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました（措法61の4①）。

- ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせください。
- 国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）では、税に関する様々な情報を提供していますので、ご利用ください。
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接時間を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

都税事務所だより

法人事業税・地方法人特別税・都民税法人税割の税率の改正について

●法人事業税の税率の改正

◆平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税の概ね3分の1が法人事業税に還元されることに伴い、税率が改正されます。

区分	法人の種類	所得等の区分	税率(%)				
			平成26年10月1日以後に開始する事業年度		平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度		
			不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率	
所得・清算所得 [※] を課税標準とする法人	普通法人、公益法人等、人格のない社団等	所得割	適用軽減税率 年400万円以下の所得	3.4	3.65	2.7	2.95
			年400万円を超え年800万円以下の所得	5.1	5.465	4	4.365
		年800万円を超える所得	6.7	7.18	5.3	5.78	
		軽減税率不適用法人	—	—	—	—	
	特別法人 (法人税法別表三に掲げる協同組合等(農業協同組合、信用金庫等)及び医療法人)	所得割	適用軽減税率 年400万円以下の所得	3.4	3.65	2.7	2.95
			年400万円を超える所得	4.6	4.93	3.6	3.93
		軽減税率不適用法人	—	—	—	—	
		清算所得 [※]	—	—	(5.3)	5.78	
収入金額を課税標準とする法人	電気・ガス供給業又は保険業を行う法人	収入割	0.9	0.965	0.7	0.765	
外形標準課税法人	所得割	適用軽減税率 年400万円以下の所得	(2.2)	2.39	(1.5)	1.69	
		年400万円を超え年800万円以下の所得	(3.2)	3.475	(2.2)	2.475	
		年800万円を超える所得	(4.3)	4.66	(2.9)	3.26	
		軽減税率不適用法人	—	—	(2.9)	3.26	
	付加価値割	—	0.504	—	0.504		
		資本割	—	0.21	—	0.21	

※ 清算所得に対して課税されるのは、平成22年9月30日以前に解散した法人に限ります。平成22年10月1日以後に解散した法人は、所得金額に課税されます。
(注) ()内の税率は、東京都での適用はありませんが、地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います。

●地方法人特別税の税率の改正

課税標準	法人の種類	税率(%)	
		平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税法人以外の法人	43.2	81
	外形標準課税法人	67.4	148
基準法人収入割額		43.2	81

●都民税法人税割の税率の改正

◆平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人税(国税)が創設されることに伴い、税率が引き下げられます。

区分	税率(%)			
	平成26年10月1日以後に開始する事業年度		平成26年9月30日までに開始する事業年度	
	不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率
23区内に事務所等がある場合	12.9	16.3	17.3	20.7
	(道府県民税相当分3.2+市町村民税相当分9.7)	(道府県民税相当分4.2+市町村民税相当分12.1)	(道府県民税相当分5+市町村民税相当分12.3)	(道府県民税相当分6+市町村民税相当分14.7)
市町村に事務所等がある場合	3.2	4.2	5	6

詳細は、主税局HPをご覧ください。下記へお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所法人事業税係 03-3463-4311 (代表)

主税局課税部法人課税指導課 03-5388-2963

電子納税、電子申告を活用しよう

法人会
事業
アラカルト

第43回夏期ゼミナールを開催

8月5日(火)6日(水)、恒例の夏期ゼミナールを箱根湯本温泉、ホテル南風荘に於いて開催した。

開会は午後3時20分、柳田会長の挨拶に引き続き、毎日新聞論説委員、与良正男氏を講師に迎え、『安倍政治の行方』と題して講演をいただいた。

氏はラジオ等に出演時同様、柔和な語り口で原発問題や集団的自衛権、尖閣や竹島など中国・韓国との領土問題、従軍慰安婦問題も絡めて分かり易く説明され、大変好評だった。



夏期ゼミナール

午後6時から懇親会に入り、会長挨拶、宇野澤顧問の乾杯に始まり、歌に会話に大いに盛り上がった。午後8時八木原副会長の中締めで宴会を終了。翌朝、朝食後解散した。

午後6時から懇親会に入り、会長挨拶、宇野澤顧問の乾杯に始まり、歌に会話に大いに盛り上がった。午後8時八木原副会長の中締めで宴会を終了。翌朝、朝食後解散した。

出席者 59名



講師：与良正男氏



懇親会

会員増強合同会議を開催

渋谷法人会では、法人会事業の充実等を図るため、毎年会員増強月間(10・11・12月)を開催しており、今年も8月28日(木)渋谷法人会館において、正副会長・常任理事・組織委員と保険受託会社2社の出席のもと会員増強合同会議を開催した。



五月女組織委員長挨拶



杉野第一統括官ご挨拶



会員増強合同会



本田審理担当上席

理事会・名刺交換会を開催

去る9月5日(金)午後4時から原宿東郷記念館において、税務署異動後初の理事会を開催した。

最初に柳田会長の挨拶に続き、7月赴任された渋谷税務署石井署長にご挨拶をいただき、議案審議に入った。

特に渋谷法人会のガバナンス確保の諸規程・規則の整備について審議した。さらに会員増強合同会議や社会貢献事業等の経過報告、秋の特別講演会・会員の集いを始め、今後の事業計画へのご協力をお願い等の説明をし承認を得た。

その後渋谷税務署新幹部との名刺交換をした。



会長挨拶



理事会・名刺交換会



石井渋谷税務署長ご挨拶



渋谷税務署新幹部

平成26年度第2回簿記講習会始まる!

事業研修委員会では、今年度第2回目の初級簿記講習会を9月8日(月)より渋谷法人会館において午後3時より5時まで開催しており、11月10日(木)に終了する。

講師は、税理士の四方 茂氏。受講者は18名。



講師：四方 茂氏



初級簿記講習会

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

ブロックだより

第7ブロック研修会

日時 7月16日(水)午前8時10分～午後6時00分
(車中：税金クイズ)

行き先 海軍航空隊赤山地下壕跡、休暇村館山、崖観音参拝、金谷～久里浜(フェリー)

参加者 30名



第7ブロック見学会

第17回初台地区ふれあいまつりに参加

第8ブロック (光山ブロック長)

第9ブロック (野口ブロック長)

去る7月20日(日)初台地区の初台まつりに、今年は、第8ブロックと第9ブロックで共同参加し、事務局からも2名参加した。

渋谷税務署から提供された恒例の“税金クイズ”に大人の方はもちろん、主に夏休みに入ったばかりの子供たちが挑戦、一所懸命に考え、その後もらった景品に喜んでいた。

また今年も就業体験の代々木中学校の生徒5名と引率の先生1名がその受付を担当した。



初台まつり (税金クイズ)

恵比寿盆踊り大会に参加

第2ブロック (雨宮ブロック長)

去る7月25日(金)恵比寿盆踊り大会が開催され、事務局2名、大同生命からも3名参加した。

今年は幾分日が陰り、去年までのような猛暑に悩まされるというようなことも無く、恵比寿の駅前工事のため例年と違う場所が割り当てられた為、人通りの多

いところになり、多くの方に声をかけることが出来た。渋谷税務署提供の“税金クイズ”も例年より早く捌けてしまった。解答していただいた方には、景品を提供し法人会をアピールした。



JR恵比寿駅西口 (税金クイズ)

笹塚サマーフェスティバルに参加

第7ブロック (田中ブロック長)

去る7月25日(金)笹塚駅前毎年7月下旬に開催している模擬店やよさこいパレードなどもある、笹塚サマーフェスティバルに今年も参加した。

昨年は猛暑の中のフェスティバルだったが、今年は曇りがちで多少過ごしやすい中、渋谷税務署から提供された恒例の“税金クイズ”に子供も大人も挑戦していただき、解答者にお菓子などの景品を提供し、法人会をアピールした。



笹塚サマーフェスティバル (税金クイズ)

ちゃんこ鍋の会に参加

第1ブロック (大塚ブロック長)

8月24日(日)渋谷法人会第1ブロックの中で東地区の水川神社で毎年開催されている“ちゃんこ鍋の会”に今年初めて参加した。

このちゃんこ鍋の会では奉納相撲も行っており、木瀬部屋の力士が来て子供たちや地域の方と相撲をとったりする。

法人会から花小鉢、お菓子、税金クイズ等を提供し、法人会をアピールした。



ちゃんこなべの会 (税金クイズ)

メールアドレスを登録しよう



ハッケヨイ

部会だより

“えいがっこ”を開催



永田琴監督

渋谷法人会青年部会は、ジンジャースタジオ(株)企画、映画24区、(株)ルーシーケー、(株)ロックワークスの協力、キリンビバレッジ(株)の協賛を得て、映画監督の永田琴(ながた こと)氏を招き、渋谷区の小学校5・6年生と中学生を対象に「自分のこと、友達のことを身近な人に紹介する」をテーマにシナリオ制作、撮影、編集、上映を体験学習してもらう“えいがっこ”ワークショップを新たな試みとして開催した。



撮影説明

まず、7月27日に法人会館に置いて台本配布、シナリオ制作、撮影のレクチャーをして、午後からロケをした。

続いて8月3日午前中に編集と音楽制作をして、午後上映会をし、また、8月26日銀座で“えいがっこ！2014”ワークショップ発表会を開催した。

映像制作を通じて、子ども達に新しい誰かと、新しい自分と出会い、コミュニケーション能力の向上を図ってもらう為に開催した。



7月代々木公園での撮影会



上映会



えいがっこ発表会

応急手当講習会を開催

渋谷法人会青年部会では、女性部会と共催で、9月3日(水)午後1時30分より渋谷消防署において応急手当講習会を開催した。なかなか関心が高く、すぐに定員に達してしまった。



内容は、まず座学で約30分説明を受け、その後目の前に人が倒れてい 進行：藤野青年部会副部長 る前提で、声の掛け方、心肺蘇生法を実践体験していただいた。



応急手当講習会実践

休憩後、AEDの使い方、気道異物除去法、止血法を体験学習していただいた。

出席者は31名。



講師：宮前指導員



AEDの使い方説明

源泉研究部会役員・世話人会を開催

去る9月8日(月)午前11時から、源泉研究部会役員・世話人会を開催し、渋谷税務署異動後初の源泉研究部会役員世話人会を開き、顔合わせと今後の研修会について、話し合った。

出席者は渋谷税務署石井署長はじめ5名、法人会からは柳田会長はじめ11名。



柳田会長挨拶



石井署長ご挨拶



宮崎副署長ご挨拶



萩山第3統括官ご挨拶



戸田部会長挨拶



源泉部会役員世話人会

会員の増加は、会員のメリットに通じる

「ピラミッドは決して頂上からはつukれない」

「人生は人間が共同で利用するブドウ畑です。一緒に栽培して、ともに収穫するのです」

「富は余計なものである。それは他人から盗むことである」

「幸福とは、自分の分を知って、それを愛することである」

「けっして誤ることがないのは、なにごとみなさない者だけである」

たとえ時代は変わっても、ロマン・ロランが言っているように、ピラミッドは決して頂上からはつukれない。人生の成功への道は、それぞれが一步一步、自分の足元を見つめながら固めていくことであろう。そこには、止めることのない努力の歩みを見ることができよう。

人にはそれぞれの人生があり、それぞれが自分の置かれた状況に

古今東西明日を勝ち取る
「成功のルール」名言集

相川 信彦 (社)日本作家クラブ常任理事

フランス・ノーベル文学賞受賞作家

『ロマン・ロラン』

(1866~1944)

照らし合わせて、ロマン・ロランの名言を胸の中にインプットしていくことだろう。

ロマン・ロランはフランス中部のニエーヴル県クラムシーに、公証人の子として生まれた。哲学と歴史学を学ぶ一方で、文学・美術・音楽などにも没頭し、シェークスピア、ワーグナー、ベートーベンに熱中したという。

向学心に燃える彼は、あらゆる分野にアクティブにチャレンジし、国境や人種を超えたすべての

民族・国民の擁護運動を行い、戦争反対を世界に叫び続けた。

ロマン・ロランは、生涯数多くの芸術作品、政治論文を残し、1915年にはノーベル文学賞を受賞した。1933年にはヒトラー政府が彼に「ゲーテ賞」を授与しようとしたが、彼はこれを拒否した。

彼の著作「ベートーベンの生涯」、大河小説「ジャン・クリストフ」「魅せられたる魂」などは、世界中で愛読されている。その著作の収入は、赤十字や社会事業に寄付したという。日本でも「ロマン・ロランの友の会」が1946年に組織された。

■参考文献

・『偉人・賢人60の言葉』

相川信彦編

(日本マネージメント・リサーチ刊)

・『新世紀大辞典』(学習研究社刊)

・『教養が滲み出る極上の名言1300』

藤茂太監修 (日本文藝社刊)

「自分力」を鍛える
強化書

西都原 信
(ビジネスマン評論家)

「夢現力」ードリームの実現を！

人は誰でも幸せな人生や豊かな暮らしをしたいと願っている。そして、たえずその願いや夢を実現させたいという思いを抱えていることだろう。

夢「ドリーム」の実現は、考動、することに始まり、手ごたえを感じることで実現へと向かっていくものではないだろうか。そのためにも、夢を実現する力、「夢現力」を身につけていくトレーニングが必要になる。

夢や願いが現実のものとなるか否か、自分の「夢現力」を阻害要因も含めてチェックしてみよう。

■「夢現力」を阻害するチェックリスト

- たえず、夢実現を意識しているだろうか
- イメージを具体的に描くことができているだろうか
- 明確な検証をしているだろうか
- 他人の目だけを気にしてはいないだろうか

- 自己満足に終わってはいないだろうか
- 自分の夢を理解してくれる人がいるだろうか
- 夢現力を阻むものは自分自身であると知っているだろうか
- 何かいわれると腰くだけになってしまうことはないだろうか
- 今やるべきことに全力を注いでいるだろうか
- 発想の転換ができるだろうか
- 他人の知恵を借りることができるだろうか
- 機が熟すまで待つことができるだろうか
- 最終的なイメージを明確に持っているだろうか
- 自分自身の独自のノウハウを活用できているだろうか
- 失敗を自分のプラスと考えることができるだろうか
- 成功するまで何度もチャレンジできるだろうか
- 相手の立場に立つことができるだろうか
- 過ぎた過去にとらわれていないだろうか
- どうせ無理だとやる前に考えていないだろうか
- これまでに達成感を味わったことがあるだろうか

e-Taxを体験してみよう！

平成26年7月入会の新入会員をご紹介します (順不同/敬称略)

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
1	こども科学センター・ハチラボ	中馬 民子	渋谷区東2-7-11	3406-4664	
1	合同会社ブランニュー・ライフ	佐藤 宗延	渋谷区広尾1-15-6	6450-2365	カイロプラクティック治療院・ヨガスタジオ
1	スター(株)	安 昌子	渋谷区広尾4-1-7-1101	3486-6282	不動産管理業
3	(株)GLOBAL SALMON	水野 一憲	渋谷区渋谷1-22-2-203	6427-5991	輸出入
3	(株)エクイリブリオ	渡瀬 満夫	渋谷区渋谷3-1-9		情報通信
4	一般財団法人渋谷区観光協会	松井 裕	渋谷区道玄坂1-12-5	3462-8311	
4	(株)Orkid Style	松下いつみ	渋谷区円山町6-7	06-6762-2707	胡蝶蘭ネット販売
5		濱畑 省吾	渋谷区宇田川町1-1	3463-2262	
5	(株)渋谷サービス公社	服部 秀敏	渋谷区宇田川町5-2	5489-9780	
11	(株)フロムハンド	小林 照子	渋谷区神宮前1-11-11	6721-1631	メイクアップスクール
11	レッドレーベル(有)	河合 淳之	渋谷区神宮前5-30-2	6805-0138	流通業
11	(株)HASH	野口 裕明	渋谷区神宮前5-46-16	3406-1510	皮革製品の製造・販売
区外	(株)セプト	平田 實	横浜市南区井土ヶ谷下町45-2	045-315-8123	情報システム販売

平成26年8月入会の新入会員をご紹介します (順不同/敬称略)

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
2	(株)商業空間研究所	長野 和雄	渋谷区恵比寿西2-3-4	3770-1600	不動産業
9	医療法人社団 登龍会 代々木デンタルクリニック	服部 敏	渋谷区代々木1-38-4	5333-1866	歯科
11	(株)アイデック	澤森 正邦	渋谷区神宮前2-4-11	5772-6330	輸入家具販売
11	(株)アイティーケー	伊藤 善継	渋谷区神宮前5-6-5	5468-8818	レストラン業
11	アウディジャパン販売(株)	大西 英文	渋谷区神宮前6-12-18	5464-7200	小売業
区外	(株)かんぼ生命保険 東京支店	長柄 和夫	港区虎ノ門3-17-1	6402-6528	保険業
区外	(株)ケーツー	大淵 清	港区六本木1-3-39-2210	3505-2337	経営コンサルティング
区外	(株)ウィッシュボーン	今津 裕式	中央区築地1-12-5-1507	6278-8381	サービス業

和洋酒・食品・外国タバコ・国内タバコ

株式会社 一古酒店

東京都渋谷区恵比寿南1-2-8

電話 (3713) 2828番
(3711) 0326番



法人会ホームページを活用しよう



10月は不正軽油防止強化月間です

不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油等と軽油を不正に混ぜ、軽油と称して販売・使用されているもので、軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為であるとともに、大気汚染の原因ともなる犯罪行為です。

東京都では、不正軽油を一掃するため調査の手掛かりを探しています。不正軽油に関する情報がありましたら、不正軽油110番へご連絡ください。

また、東京都では、不正軽油の流通を発見するため、走行中の車両・貯油施設・物流施設・工事現場等で燃料の抜取調査を実施しています。ご協力をお願い致します。

不正軽油110番

ふ せ い な く そ う
0120-231-793

24時間受付(フリーダイヤル)

FAX 03-5388-1309

Eメール S0000106@section.metro.tokyo.jp

不正軽油に関する詳細は、主税局ホームページをご覧ください。

主税局 不正軽油

検索



【お問い合わせ先】 東京都主税局課税部課税指導課 03-5388-2958

不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について

平成28年3月31日までの間に、一定の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合、新築住宅にかかる不動産取得税についての特例控除額*1が増額され、1,300万円となります。

※1 認定長期優良住宅以外の特例適用住宅を取得した場合の控除額は、1,200万円です。

特例の対象となる住宅 *長期優良住宅の認定基準(床面積要件等)とは異なります

- ①平成28年3月31日までの間に取得した住宅であること
(認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合に限られます。)
- ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③1戸あたりの床面積が50㎡以上240㎡以下であること(ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上240㎡以下)

【税額の算出方法】

$$\begin{aligned} \text{住宅の価格}^{\ast 2} - 1,300\text{万円} &= \text{課税標準額} \\ \text{課税標準額} \times \frac{3}{100} \text{ (税率)} &= \text{税額} \end{aligned}$$

※2 住宅の実際の購入価格等ではなく、固定資産評価基準によって評価・決定された価格(評価額)をいいます。

認定長期優良住宅の特例適用を受けるには申告が必要です。「不動産取得税申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所等に申告してください。

申告書の様式や必要書類等の詳細は、
東京都主税局ホームページに掲載しています。

東京都 主税局

検索

【お問い合わせ先】 住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所等の不動産取得税担当係

渋谷都税事務所 電話 03-3463-4311 (代表)

振替納税を利用しよう

認定長期優良住宅を新築した場合 固定資産税が減額されます

減額の対象となる住宅

- ①平成28年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ④1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下であること（ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上280㎡以下）

減額される期間・税額

減額される期間 新たに固定資産税が課税される年度から5年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分）

減額される税額 当該住宅の固定資産税額（居住部分で1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度）の2分の1が減額

減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年（1月1日新築の場合はその年）の**1月31日までに**、減額の申告が必要です。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

なお、23区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

渋谷都税事務所 固定資産税課 固定資産税係 電話 03-3463-4311(代表)

しづや法人No.530
季節のクロスワードパズル●解答

解答 ユウズミ

フ	ン	ス	イ	■	ボ	ウ	シ
ウ	■	イ	チ	ゴ	■	ナ	ミ
リ	ー	チ	■	ウ	ス	ギ	■
ン	■	ユ	ウ	レイ	■	ミ	■
■	ト	ウ	■	イ	カ	ズ	チ
オ	オ	カ	ミ	■	ワ	ガ	シ
ウ	カ	■	マ	ツ	リ	■	ル
ギ	■	ラ	イ	チ	■	ナ	ベ

●当選者

しづや法人No.530の“季節のクロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございます。当選者は、下記の方々です。（非当選の方へのご通知は差し上げません）

- (有)扇地所 大木 善朗様
- シンキングアバウト(株) 水野 博美様
- マルフジエンジニアリング(株) 中田 俊一様
- (株)イトキン 林 さやか様
- (有)下岡商事 下岡寿美恵様

正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント!

応募方法

◆郵便はがきに①クイズの答え②郵便番号③送付先④氏名⑤法人名⑥連絡先電話番号を明記の上、〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局までお送り下さい。なお締め切りは、**平成26年11月5日(水)**〈消印有効〉とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

季節のクロスワードパズル

パズル制作・笠見孝子

1		2		3	4	5
				6		
7	8		9			
	10			11		12
13			14	15		
16		17		18		19
		20	21		22	23
24				25		

タテのカギ

- 1 あの「叫び」の画家です
- 2 ○○○○北斎の代表作「富嶽三十六景」
- 3 “画家”を江戸時代風にいうと
- 4 餃子はイタリアンではありません
- 5 キャンバスの大きさを表す単位
- 6 絵や写真をはめて壁に
- 8 俵屋宗達の絵で、風神の相方
- 9 パンダはタレ目で、反対にキツネはコレ?
- 11 サーモンやローズがある“色っぽ〜い”色
- 12 晴れた日はスカイブルーでしょう
- 13 「モナ・リザ」は、この国が所有
- 15 あの「考える人」の作者です
- 17 ウエスト、ひょうたん、砂時計といえば
- 19 ダリの絵でダラリ。時を刻めない
- 21 マティエーニのベースはこの蒸留酒
- 23 鉛筆は長く出しすぎると、ポキッ

ヨコのカギ

- 1 青森県出身の板画家○○○○志功
- 3 福井県は越前。新潟県は?
- 6 絵画作品が一冊の本に
- 7 バッハやベートーベンの音楽
- 10 カッカ、ムカムカ、おさまりませんっ
- 11 “青の時代”もありました
- 13 片岡球子、西行、赤、逆さ、ダイヤモンド
- 14 緑のソーダ水は、何味?
- 16 順位。○○○イン
- 18 エアコン等の送風管
- 20 歌麿、竹下夢二などが描いた○○○画
- 22 米粒より、ゴマ粒より小さい○○粒
- 24 モネが数多く描いた、池に咲く花
- 25 画面の隅に作者の署名

解答欄

--	--	--	--	--	--	--	--

タジミのコネクタ

品質と信頼の結晶



多治見無線電機株式会社

〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南 2-29-1 TEL:03-3713-7131

http://www.tajimi.co.jp



公益社団法人 渋谷法人会の葬儀支援サービス

当会は会員とご家族の「ご葬儀支援」に特化した福利厚生を導入しています。
これは、万一の際の不安を解消してくれるサービスとして当会が検討を重ね、自信をもって導入したものです。
渋谷法人会会員本人並びにご家族の皆様がご利用いただけます。



大きなあんしん

トピックス

提携葬儀社「くらしの友」では お客様のご要望に合わせて、基本セットが選べるようになりました。

ご利用いただける祭壇の種類が増えて益々便利に!

葬儀支援サービスの基本セットでは、従来からの白木の祭壇に加え、ご要望が高かった、生花を用いた祭壇がご利用できるようになりました。

さらに、料金をプラスアルファいただくことで祭壇のグレードアップができます。

基本セット祭壇

※供花は除きます



白木祭壇



生花を用いた祭壇

ご利用例

※供花は除きます



基本セットご利用料金 + 10万円(税抜)



基本セットご利用料金 + 20万円(税抜)

葬儀支援サービス 2つのメリット

メリット 1 葬儀費用の軽減

渋谷法人会会員本人及びご家族の方は、首都圏平均50万円相当の葬儀に必要な基本セットが **無料** ~ 30万円 (税別) でご利用になれます。

ご提供される基本セットの内容(例)

祭壇	お棺	寝台車	ご遺影(白黒)／お位牌(白木) 会葬礼状(100枚)／枕飾り ご遺体保存用品 (ドライアイス1回分) など
	内装用品・納棺用品	車庫から10kmまで	

※式場使用料、会葬返礼品や飲食・料理などの接待費、寺院関係費、火葬料等は基本セットに含まれておりません。
※葬儀社や地域によって、基本セットの内容が異なるケースがございます。

対象者と基本セットご利用料金

適用種別	対象者(ご葬儀の対象となる故人さま)	ご利用料金
第1種適用者	● 会員企業の75歳未満の全取締役および 監査役本人	無料
第2種適用者	● 会員企業の75歳以上の全取締役および 監査役本人 ● 本人の配偶者 および 子女 ● 本人 および 配偶者の両親 ● 本人 および 配偶者の祖父母	24万円 (税別)
特別適用者	● 本人 および 配偶者の兄弟姉妹・おじ・おば・孫	30万円 (税別)

※第1種・第2種適用者は、くらしの友互助会会員併用利用特典として葬儀費用総額から5万円を差し引きます。
くらしの友互助会加入者の旅行については基本セット利用無料など、儀式サービス特典が優位となる場合を除き、基本的には互助会利用を優先するものとします。

メリット 2 葬儀支援サービス独自の「あんしん」葬儀依頼

ご依頼いただくご葬儀は、制度加盟180団体を代表したご葬儀として、1件1件丁寧な対応を実施いたしております。

国内最大の葬儀社ネットワーク

全国504葬儀社 2,400を超える斎場施設

● 離れて暮らす家族の葬儀依頼も依頼可能

式場ほか、ご自宅や寺院、集会所などのご葬儀も承ります。詳しくは担当の葬儀社とお打ち合わせください。

※加盟していない葬儀社や直営斎場では、当制度はご利用になれません。



全国儀式サービスのホームページで全国の葬儀社・斎場が検索できます。

全国儀式サービス 検索 <http://www.gishiki.co.jp>
【ユーザー名】 gishiki 【パスワード】 shibuya_hou

家族葬、一般葬、社葬や
宗教・宗派問わず、各地域のしきたりに
合わせたご葬儀のご相談承ります。

● 葬儀のご手配、事前のご相談・お見積りはフリーダイヤルへ

【全国儀式サービス フリーダイヤルセンター】

24時間
365日対応



0120-421-493

通話料無料

ご利用になる場合は
「渋谷法人会」とお伝えください。

このサービスは、万一の際、ご葬儀の詳細が決定する前にフリーダイヤルをしていただかないとご利用になれません。

儀式サービスについてのお問合せは ▶ 公益社団法人 渋谷法人会 TEL 03-3461-0758 株式会社 全国儀式サービス TEL 03-3739-0755

しぶや法人 第531号 / 平成26年10月1日発行(隔月1回1日発行)

発行人 柳田 道康 発行所 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会 TEL 03-3461-0758 FAX 03-3461-0180
URL <http://www.tohoren.or.jp/shibuya> (会員の購読料は会費に含まれています。)